



Handwritten Japanese calligraphy in cursive style, consisting of two vertical columns of characters.

1冊5
509
12



45
508
12

三月 神皇正統記



緒社の神官稱呼之 一 高瀬に社目印後記大同二年
の條下曰或云任神長申年通例其有官符任神長者宣
改為神主^{カミ}い^ハら^ハ美^ハ神長^{カミ}と稱^スと稱^スて神を稱^ス
させ給ふと又^ハく^ハ河^ハ惣^ハの^ハ一^ハ稱^スを長官と稱^ス昔此神長
のを^ハ稱^スは^ハし^ハ也

但長官次官ハカミス^ハと^ハは^ハ一^ハ稱^スを^ハか^ハの^ハ云^ハて^ハ也^ハ官
と稱^スす^ハ也

帝宮より始て神代^ハ造^ル是^ハ且^ハハ^ハ名^ハを^ハの^ハ道^ハを^ハ依^テて^ハ古^ハ代^ハの
是^ハく^ハし^ハの^ハゆ^ハり^ハ多^ク一^ハ物^ハを^ハ和^ハ良^ハ如^ハ擬^ハと^ハハ^ハ者^ハ薄^ハ帝^ハ比^ハ乳^ハ天^ハ平
家^ハ字^ハ之^ハ年^ハ己^ハ亥^ハ刻^ハ建^ハ介^ハ正^ハ法^ハ四^ハ年^ハ甲^ハ午^ハ之^ハ刻^ハ九^ハ百^ハ半^ハ乙^ハ未^ハ辛^ハ卯^ハ之^ハ刻^ハ
一^ハ度^ハの^ハ考^ハ上^ハし^ハ可^ハく^ハ信^ハず^ハし^ハ可^ハく^ハ考^ハす^ハと^ハす^ハて^ハ類^ハあり^ハ古^ハ代^ハの^ハ統^ハ制^ハあり

治海博のりありしとや死後より浪書と多食すしとて
とて惟舉子の延誡は煮食へ融山を截と記せし
も亦坐とて事と解してあり

○狗児胎婦人懷孕して経あり事常時の如きと云うし本を
録す一家に集り又西時俗の名は今新盛胎垢胎は古より
ありとや事俗の之言を胎記あり

○瓶不瓶論に嘉靖年中に翰林二人の肩輿に乗て城を
とせし高層よりして西人の肩輿に乗り路を宗正府と
とて者ありしとて今ふ所の人自爲と稱して輜輿に乘三四十
年前と希あり庸醫も之西人の輿又と用て答を走りし

むと常と成風俗の鳴呼

○肥前四所を以て川とて所ありし地は古より古く
とて此の狼狽とてしつとて人里俗に流為船九列
とてし此の川の大地はて人とありとて一為船流ら大
とて彼蛇と射た蛇を射ぬる川とて此の蛇あり
物とて一蛇は川を泥をを首有あり一蛇とて蛇は
蛇とて蛇を射て川を射ぬる川とて此の蛇あり
口と常しとて二十年を流すも木一枚おとてし
大のりきしとて木の根ありんまの一言八九寸も
ありしとて天常しとて人一人一人一人一人一人

諸大夫間

惣令松露將那之仙

同次ノ間

惣令極少多五湯沃函能

御帳ノ間

惣令孔雀將那永叔

御上段ノ間

曲水永叔

中段惣

德同將那

下段同將那

洞春

御後ノ間

惣令琴基書益永叔

鬼入間六

永真

御手水間

朝餉二

之仙六

壹盤所九

柳雪

右惣令花鳥

議定所

惣令

九老

柳雪

東廂南端

惣令半杉戸二枚折

東義之

永真

同折廻

惣令西ノ方間半杉戸二枚折

東許由

永真

同良角間半杉戸二枚折

南二鶴

北牡丹

永叔

同折廻

惣令西ノ方間半杉戸二枚折

東牡丹

柳雪

上段良角麻ノ間半杉戸二枚折

東金鷄

西王松若

柳雪

清凉殿外様少廊下取任間杉戸二枚折

南菊

探信

小御所

御上段

惣令竟任賢圖治

探信

中段

惣令大高戒酒防微

永叔

下段

惣令漢文帝止鞏受言

洞春

御上段

惣

惣令高宗夢賚良粥

探信

北ノ南ニ之間

惣

惣令唐太宗弘文閣館

柳雪

南方取付廊下ノ間 二十 雲箒砂子 柳三鶯水草 如川

南廂西方一間半杉戸二枚折 東ハ松鶯 西ハ桃源圖 洞春

同東方一間半戸二枚折 東ハ布引滝 西ハ竹三虎

北廂中央ノ一間半杉戸二枚折 東ハ海棠黄鳥 西ハ芙蓉翡翠

同廂ヨリ西折廻リ杉戸二枚折 南ハ竹林七賢 北ハ高山四皓 探信

同廂ヨリ西方行當リ杉戸二枚折 東ハ四皓右ノアツク 西ハ三笑 同人

西廂ヨリ取付廊下杉戸二枚折 東ハ七賢右ノアツク 飯去来圖 洞春

同取付廊下ヨリ 御學問所ノ出ニ一間半所杉戸 南ハ飯去来右ノアツク 北ハ三笑日

御學問所

御上段 雲箒砂子 雲梁圖廻り 中段 雲箒砂子 月庚亮樓閣 下段 雲箒砂子 花春夜宴 桃李園

右各十二瓦河間也 法橋探山

西方一間 雲箒砂子 菊種 柳雪 二ノ間 雲箒砂子 流山吹 狩野鑑叔

三ノ間 雲箒砂子 芝三廂 海北友竹

東廂行當リノ間杉戸 南ハ毒玉 北ハ張審 鶴沢探山

北ノ廂東行當リノ間 東ハ梶野鷄 西ハ白梅あかし 同人

同行當リノ間杉戸 東ハ鳥音 西ハ鳴渡鷗 柳雪

南店西ノ行當リノ間杉戸 東ハ車胤 西ハ藤皓

常寧殿 乃御殿ナリ

御上段 魁 御音ノ卷 中段 魁 少乃乃卷 下段 魁 洞春

右為令 洞春

劍金ノ間十五 同御置所 御床ノ内所八枚

惣令 瓦多 雲落砂子 四季花多 永叔下廿

夜ノ御殿十六 雲落砂子 古野山 永叔

中ノ間中段雲落砂子 如川 御柵八枚 扇 永叔

同下段 雲落砂子 洞春 右名二十四

北ノ方東一ノ間十五 砂子泥引 春日新行幸体 探雪

御柵二ヶ所 十六枚 上八枚 琴書書置 探信

同二ノ間十五 砂子泥引 大井川道途三艘 永真

同三ノ間二十 砂子泥引 四時志山水 洞春

同四ノ間二十 雲落砂子 杉柵の景 探信

上段南廂巽ノ角 一ノ間杉戸 東八 東披 洞春

東行當一ノ間 杉戸 東林和靖 西象 廂南端一ノ間半杉戸 南象

西廂中央一ノ間半杉戸 南猿 北漢 夫人 同人

同北行當一ノ間半 杉戸 南川 衣持 探信

北廂中央一ノ間半杉戸 東六 獅子 西六 竹子

御小座敷

一ノ間十 御床 砂子泥引 宮詞銀燭秋光 養朴

二ノ間砂子泥引 楓橋夜泊 同人 三ノ間砂子泥引 探信

東廂北行當一ノ間半 杉戸 南王 覽 北西 王母 探信

同南行當一ノ間 杉戸 南極 北滝 尾木 白

御三ノ間 皇親御所の足 上段 ナニ 中段下段各 ナニ

右土佐相監

東廂ノ行當リ杉戸 東ハ山三平 土佐藤満

南廂石のり高杉戸 東ハ藤巻 同人

西廂下小杉戸 西ハ韃韃人

御献ノ間惣令ニ松竹 之依 柳白

記録所 東一ノ間八冬 修理二ノ間八冬 宮内

右致

御拜道廊下記録所北之間杉戸 東ハ戴安道 洞春

御湯殿御上段 ヤニ 洞春

攝政休息所 南一ノ間 八冬 二ノ間 八冬 柳雪

御糸ノ間御車寄

上段 八冬 揮信中段 八冬 日人

下段 八冬 日人

上段東ノ廂北行當リ杉戸 南ハ藤巻 杉戸 北ハ藤巻 杉戸

北廂南ノ方杉戸 南ハ伯夷叔齊 三谷永湖

二筋廊下北ノ口杉戸 張早節 徳徳子吉

同西南ノ口杉戸 東ハ三仙人 菅田永壽

西ノ後ハ南ノ杉戸 南ハ布袋唐子 三河元壽

北ハ柏三可

同所北ノ杉戸

南ノ野言
小ノ管取ニ警

河邊源流

御奏者所御車寄

官廿遊

斤山尚景

日所東ノ間

紅雲ニ云リ
揮毫日所列ノ間極ニ少ク日人

御黒戸

蓮ニ海棠

赤村村環

東對ノ屋東ノ杉戸

漢丈人
極ニ少ク

重好子

東ノ上段

化粧ノ間

櫻令
桃少ク

田中八三信

二ノ上段

以毛如河
信修洞戸

化粧ノ間

櫻令
極ニ少ク

飯田河之

三ノ上段

以毛如河
永若敷母

化粧ノ間

櫻令
極ニ少ク

日人

四ノ上段

以毛如河
信修洞戸

化粧ノ間

櫻令
極ニ少ク

若務清景

五ノ上段

以毛如河
杉能林叔

化粧ノ間

櫻令
白極ニ少ク

杉能永景

西ノ杉戸

極
永景人

若務清景

長修局

極
永景

一ノ間

櫻令
極ニ少ク

二ノ間

櫻令
極ニ少ク

三ノ間

櫻令
極ニ少ク

四ノ間

櫻令
極ニ少ク

杉能永景

紫宸殿方ノ浴香所

一ノ間

泥川砂子
極ニ少ク

永叙

二ノ間

櫻令
極ニ少ク

杉能柳伯

三ノ間

櫻令
極ニ少ク

南ノ音

四ノ間

櫻令
極ニ少ク

杉能永景

西ノ櫻杉戸

櫻令
極ニ少ク

小治海田帝

西ノ對ノ卷

一ノ上段

若務清景
杉能永景

化粧ノ間

櫻令
極ニ少ク

横田源藏

二ノ上段

杉能永景

化粧ノ間

櫻令
極ニ少ク

杉能永景

三ノ上院 日

三ノ上院

化糖ノ間

上ノ上院

四ノ上院 日

四ノ上院

化糖ノ間

上ノ上院

五ノ上院 日

五ノ上院

化糖ノ間

上ノ上院

六ノ上院 日

六ノ上院

化糖ノ間

上ノ上院

七ノ上院 日

七ノ上院

上ノ上院

八ノ上院 日

八ノ上院

上ノ上院

九ノ上院 日

九ノ上院

上ノ上院

十ノ上院 日

十ノ上院

上ノ上院

十一ノ上院 日

十一ノ上院

化糖ノ間

上ノ上院

十二ノ上院 日

十二ノ上院

化糖ノ間

上ノ上院

清凉殿外檢書所

東ノ間

柳

西ノ間

柳

青柳

御茶ノ間

柳

柳

紫宸殿方内々番所

北ノ間

柳

南ノ間

柳

柳

所茶ノ間

柳

日御幸道廊下へ出ル 杉戸

南ノ張弁

石ノ宝永六年成就十一月十六日遷幸

○藤氏南家ノ祖正一位武智曆贈大政大臣此御墓夫和国守智郡守野村

永正寺洛東泉涌寺後山ノ巔ニシテ古松一枚後ノ阿陀墓下ナリ也

世後、山口祥雲也を五原迄く後田信子誓居す田島氏色捕り
祥雲風勢と呼比あり

○濃列輪石山今故の地を一多左系又義龍新藤通ゆりし一程
刺と建て少地小傳燈護国寺と頼一列傳首死して其地
とす列傳首又義龍に後一濃民一四福院とて其地
に属せしめ正信孫司取んると傳。永祿三年秋、其地
一五の福院燈院して退ると尾列石山瑞永と其地と
其地とすしして列傳首奸邪と好く其籍を削らんと其地
中一石の籍を削りぬ義龍理の仇して和を謀り信傳とて
其地とすしして退ると尾列石山瑞永と其地と

おせり。於此義龍事知り。其將軍事は信長に差し傳は
とわしの列を以て衣衣と下し獨り其地と傳、永祿四年四月義龍
の信とく。勅許ありて將軍家沙都守とす。其地とすしして
其地とすしして義龍死す信長之編者沙都守とす。其地とすしして
義龍の部臣も其地とすしして列傳首とす。其地とすしして
其地とすしして還居せしむ。信長長輪石山と攻めし。信傳は
放火の城を築し。信長のありて其地とすしして其地とすしして
其地とすしして其地とすしして其地とすしして其地とすしして
其地とすしして其地とすしして其地とすしして其地とすしして
其地とすしして其地とすしして其地とすしして其地とすしして

沙羅のよき今より夏冬の沙羅はすも乃海一す

所を中代の中代よりかかれともいふあり一河也此地

とす下代よりやと神人等曰く此は度々の人陰一之也

とす下代よりやと神人等曰く此は度々の人陰一之也

利ありてこは勅撰よのふれ一とて此は教有れば遠きあり

半とてふや今ゆふ降てもと此とせ、遠助の罪人とめて刑と

振人者既く此は度々の人陰一之也鳴呼あま

の山中の中も五なり、度々の人陰一之也鳴呼あま

願つて中もし好む事、此は度々の人陰一之也鳴呼あま

此の世の末流よ是く傳へんや、此は度々の人陰一之也鳴呼あま



常より河海の神事として、此は度々の人陰一之也鳴呼あま

此とて口實とていふ

○我々吾邦と通高のや、此は度々の人陰一之也鳴呼あま

吾邦の海へ向う、此は度々の人陰一之也鳴呼あま

はあ、朝の参り、更に奉り、此は度々の人陰一之也鳴呼あま

高きま、れりし、此は度々の人陰一之也鳴呼あま

事し、此は度々の人陰一之也鳴呼あま

玉鏡、此は度々の人陰一之也鳴呼あま

巨氏、此は度々の人陰一之也鳴呼あま

一、此は度々の人陰一之也鳴呼あま

用のり物とてあまのいほの凡人数多かれは就夢くして
しゝるゝて日一好あまのまがしきとらうとて改や長部
そとに火滅し又古落院に市一室をとりて人々
りて多しとらうとて改や長部とて又改や長部とて

。萬葉集

撰者橋爪石川元正
大伴名孫 家持等

聖武皇帝の御宇撰集あり

古来凡体袋舛子
仙覚抄由阿抄等

皇代記曰天平元

年正月十曾奏諸歌之但天平勝宝八年等之歌載此集則有

補遺致萬葉トハ文選曰拓也貽統固萬葉

古今序に及ぶる
人のつとむる

のこし此集の集の悲和ハ村上云々の河内唐幡女河の勸り
源順ノ申に徳宣法系元補改ノ事増記付文等に記

して昭陽舎壺子歌を和歌とてしゝるゝとて長
こ後法也宮白道と東門院のあり候名の万葉集とて長
書一免たまのり又ハ依回有系考之ハ一區三万源國依源
札友系基後等とてしゝるゝとて改や長部とて改や長部
改や長部改や長部とてしゝるゝとて改や長部とて改や長部
奉詠

萬葉四種書式

一曰真名假名 考古語

二曰正字

通正字ハ雪月花春霞秋風等の
如し別正字ハ霍公芽秋等の

三曰假名

名ハ川津。蛙。日倉。疍。垣津。燕。子。花。朝。白。帝。牛。子。等
類半假名ハ乳鳥。千鳥。秋津。羽。端。打。指。貝。の。類。ナリ

四曰義讀

全義讀ハ春鳥。鶯。三
五夜。望。月。九。聖。霞。の

類ナリ 羊義讀ハ金凡。若月。ツカ
朝鳥。等々

梅すりは此武社名の社号多く二様の假名書之後字を以て
考これとす之は誤りなりとす凡そ其の初めに於て其の多あり
今其の辨して此の所の如くありし者と極て遺忘後傳
臣木イノノミ イノノミ イノノミ 豊旗雲 イノノミ イノノミ
神酒 此凡土記神河 三輪河原此河之中居伊弉國 波多横山 伊弉子雲出川
手節崎 今卷志と書ニヤ 隱口 カクラク定家点ニミソク 梅すりイノノミ
後書及ふとすもこれを能くしるしるす
靈龍 ツツア訓す大社 ト云音便なり

豊後風土記曰今汲泉水有蛇靈謂於常陸風土記曰

新治郡馭家名曰大神於箇 所以稱者大蛇多在因名馭家
靈神也トフは小嶽に雲を起し雨を降す神靈とタカラ
かこしつふも鯨魚取イサナドリ
壹岐風土記曰鯨伏在郡西昔者鯨窮追鯨走り来隠伏
故云鯨伏俗云為佐ト私曰くトらとイサナ射スドリと
之の句論は但多よりて同くありし者とありし者
に強蒙取をいふとありし者とありし者
事とす海の松河ありありとありし者とありし者
天石石門年開神上座奴ト

楓樹翻錦如錦繡 海潮湛碧似琉璃

翠流一帶添奇景 栗手林壑樂者誰

此詩多此類多矣又其後地と云ひ終して盡るに似たりとの
か海嶽あくと又云くより壘山より凡そ地の詩はさうなと形容して
こそまゝ声の画りしつゝと云ふ

○高野山を世傳の甚多しとて庵室破れを嘆みしあり
と或人々をゆゑたりれば諸書にも多くてよき事一考又せし
庵の障子に一首の歌とあり

ちよとやらの中のらまはうるをのりてハと云ひし
のりて

明應八年の夏家後孫と述し三川の形勢とあり
○櫻ヶの原もにひきと申せりといふ中をよれば

白鶴の鶴も居もといふとも人よ秋や鶴なり

旧事紀中臣喬部二氏とあれば中臣は喬部は此之を高下
の別なり後、夢盤大連に中臣の姓を賜ふといふを磐代憲証あり
中哀紀すし中臣鳥賊津使士ト云くと初たり又若田のト云
ハ平麿の裔と稱して智治麿の嗣平麿と記し或智治麿の
三男一演法師の子平麿とて書す者も此あり平麿ハ伊豆ト
称しして智治麿の流に此す中臣の本系帳と稱すなり

諸魚中臣

知治麿

良舟 良楸 正棟

文章生 式部丞

内舎人出家法名一徳任権
僧正貞觀九年九月十二日寂

貞棟

小判事

道棟

正八位上

朝野君年載永昌記中右記等、下部氏と亀長或ハ亀ト得業
生ト書レ

正六位上 亀長 下部宿祢兼政

下部系圖ニ神祇伯從四位下侍從ト書セ、後之

右古記ノ所記如此ト部氏大副ト任セ、ハ兼康あり

神祇官年中行夏又見レ

神祇權大副ト部宿祢兼康ト之是ニ權任アリ

三代實錄曰貞觀二年十月十六日壬辰進正四位下神祇伯
部宿祢平磨階加從三位

此文よりして平磨ハ三位に叙すと云國朝の後あり是ハ

多りの誤りありと云人々度會地陸の考ト部宿祢平磨

字德尚於楊朝臣永名續日本後記曰兼和五年四月

丁巳以從四位上楊朝臣永名為神祇伯三代實錄曰貞觀

二年十一月二十七日癸卯正五位下行内藏頭神祇大副

中臣朝臣逸志為神祇伯自兼和十四年壬貞觀二年

凡十四年間無改任伯之文貞觀八年五月十日散位從三位

權朝臣永名兼和十四年伯貞觀二年從三位

平磨卒時從五位下

見三代實錄

天德實錄類聚三代格等

平磨無叙三位且公卿補任不見平磨云

三代實錄元慶五年十二月廿日尾張國中寫郡從五位

下丹波今下部云度會延經考曰尾張國中鴻郡六字衍

文云私曰凡古記衍文錯簡間在卯行之際不考改故為也

下部兼俱初名兼敏寶德年應仁元年改名

吉田家ノ記曰一條院永延元年十一月中申日行幸吉田社

可為社務之由宣下一條院吉田行幸ノ

永延二年以大織冠御講斤字可置名字頭之由被震筆

以降當流用兼字一條院干時九歲宣有此事

寛元々年六月十日所賜吉田家院宣

是仍事之見延經之考此時下部兼茂ハ伯業資王の家司也其子兼真資宗王の家人ナリ也資宗王貞應三年紀ヨリ何カモ一院宣を賜之キ下部兼茂兼茂意道ナリ

嘉祿三年十一月廿日給旨

亦仍造也被給旨曰神祇管領長上云々宝龜五年以來為御一流之重職ニ管領ノ号を去曰家ノ書ハ兼俱ノ時將軍家ノ内卷ニ依テシテ但一代ニ限リテ由衛湯殿記ヨリ又云兼茂五年ノ格ヨリ於長上ト云々云々

天下諸社執奏ノ事 任延長五年 聖新云々

是偽誣のを考へ延經辨へ

齋衛三年九月平磨改大中臣賜本姓下部

是實ハ平磨ノアハ次大中臣ノアハ朝臣日之上ノ下部ノアハ高田為禰トシテ下ノ堂ニ等ト敷レ下部ノ地を賜ルヤ又得之字トセ也且文徳實録曰齋衛三年九月庚戌宮主外從五位下下部雄貞神祇少丞正六位上兼基等賜姓下部為神是と取テ平磨下部令セテ平磨ハ神祇下部ト者始ト下部ナリ大中臣又也

長秋記元康元年四月十二日の條に龜ト長上ト稱兼政死後龜トの術
ふ分のことを記せし 堀川院の沙時とてト術全書ト申すありし
本對するふ令は初よりて龜トと稱し申とて之より今古の龜ト
し例は他と異なり
ト初氏信從は任せし一兼照あり又より之より信從某と兼信ト稱
官ありしとて兼直に申細々と稱し兼直ト稱し鳴呼吉田家自家の
之を信とて之とて之とて信とて之とて信とて之とて信とて之とて
又信國の信ト稱し之と稱し之と稱し之と稱し之と稱し之と稱し
すまふと稱し之と稱し之と稱し之と稱し之と稱し之と稱し
奈後之信ト稱し之と稱し之と稱し之と稱し之と稱し之と稱し
回りの事と申し之と申し之と申し之と申し之と申し之と申し
食の事と申し之と申し之と申し之と申し之と申し之と申し
と稱し之と稱し之と稱し之と稱し之と稱し之と稱し
近江國常本郡高野郷
高野由岐志呂神

宣授大明神ノ号ニ者

今上皇帝 聖勅神宣

御表之神靈如件

文明十五年五月二十日神部伊波宿禰 判奉

神祇管領長上從二位侍從卜部朝臣判

是は兼俱々書しし勅裁より後いつ處々の神人より今を
取て神号と稱し之と稱し之と稱し之と稱し之と稱し之と稱し

偽授神降伏永正始

神宣肥前國代賀郡與賀庄

正一位與止日女大明神

右欽明天皇二十五年八月二十八日垂跡以來代々被増一

階勘年紀為極位神者依神宣啓狀如件

永正十八年八月十三日神祇伊波宿禰判奉

神道長上侍從卜部朝臣判

大八兼石の依後之の代に神降伏多し

宗源宣旨

正一位足見田夜後大明神 勢良三重郡 水沢村

右巫跡以来被増一階勘年紀為極位神者神宣啓狀

如件

元禄十一年十二月六日 神部伊波宿禰 奉

神祇道管領白當長上正三位侍從卜部朝臣奉敬

右今吉田家授けし所の物より神本記法の時より
今日昭代の改とすもの私に神位を授けりしもの置る
して定鳴時變の神降のありは極長多田河列重并公靈相
近年正一位勅授よりして定今少位記を改官府より記之令
これとすより一は定吉田の所職に欺りし也

。職原鈔二卷正平二年十二月一日權左中弁兼左近衛權

少將源顯統所写の古本寛正五年五月權外記自

人正某重写之の本好し今伏原家藏より又慶

長十四年所写古本同一卯行の書ハ甚強し

。慶長十三年十一月十日東武より浄土宗端日蓮黨經

宗論日蓮黨河口す十二月大久保石見守余一七邪徒よ

辞状と書しめ給ふ

仰下す。旨歎て兼く候念佛等。地勘入為り。若
身言経教の中より。此等候。禮佛の可き。まじ。候。御。言
入御前。御。言。此。候。為。御。下。之。候。御。言。

池上 日紹 判

中山 日述 判

真同 日感 判

荒平 日儻 判

平買 日格 判

御奉行中
日十四年日経所より。入。系。作。あり。て。刑。罪。せ。り。也。御。言。

